

# 飯舘村長泥地区環境再生事業運営協議会（第14回）

## 議事録

1. 日時 令和5年3月24日（金）13:30～15:30

2. 場所 飯舘村交流センターふれ愛館 ホール

3. 出席者（敬称略、順不同）

委員：高橋（祐）、菅野（啓）、菅野（元）、嶋原（新）、高橋（正）、嶋原（良）、菅野（義）、真壁

大迫、信濃、田中、万福

事務局：飯舘村産業振興課、建設課、長泥行政区、  
環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室、  
福島地方環境事務所中間貯蔵部土壌再生利用推進課  
公益財団法人原子力安全研究協会（原安協）

オブザーバー等：内閣府、福島県、相双農林事務所、相双建設事務所  
NTCインターナショナル株式会社（NTCI）、  
大林・東亜・大本特定建設工事共同企業体  
中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）

4. 配布資料

資料1 飯舘村長泥地区環境再生事業の工事の状況について

資料2 令和4年度水田試験等の結果及び令和5年度水田試験等の計画（案）について

資料3 広報について

参考資料1 飯舘村長泥地区環境再生事業運営協議会設置要綱

参考資料2 関連する検討会等まとめ

参考資料3 第13回飯舘村長泥地区環境再生事業運営協議会の指摘事項とその対応について

参考資料4 飯舘村長泥地区環境再生事業の広報・視察等について（その他の取組）

参考資料5 環境モニタリングの結果について

5. 次第

1. 議事

（1）飯舘村長泥地区環境再生事業の進捗及び来年度の実施内容について

2. その他

6. 議事等

（挨拶）

原安協 それでは定刻になりましたので、これより第14回飯舘村長泥地区環境再生事業運営協議会を開催させていただきます。委員の皆さま方におかれましては、年度末のご多忙の中、ご出席いただきありがとうございます。

初めに、本日の出席者の状況でございますが、大迫委員には WEB でご出席をいただいております。また、地元委員 1 名が、急きよ、ご欠席でございます。

では、本日の資料の確認をさせていただきます。お机の上の資料を確認ください。まず、一番上に議事次第がございます。次に、資料 1 といたしまして、「飯舘村長泥地区環境再生事業の工場の状況について」、資料 2 といたしまして、「令和 4 年度水田試験等の結果及び令和 5 年度水田試験等の計画（案）について」、次に、資料の 2 の参考として、「令和 4 年度水田試験等の結果について」、資料の 3、「広報について」。ここからが参考資料になります。参考資料 1、「飯舘村長泥地区環境再生事業運営協議会設置要綱」、参考資料 2、「関連する検討会等のまとめ」、この資料でございますが、これは、環境省、飯舘村、それぞれが開催する関連の検討会等をまとめた資料になっております。こちら、一枚紙のものです。続きまして、参考資料 3、こちら一枚紙の両面刷りですが、「第 13 回飯舘村長泥地区環境再生事業運営協議会における主な指摘事項とその対応について」でございます。こちらは、前回の運営協議会で頂きました主な意見と対応を取りまとめたものでございます。続きまして、参考資料の 4、「飯舘村長泥地区環境再生事業の広報・視察等について（その他の取組）」、最後になりますが、参考資料の 5、「環境モニタリングの結果について」、以上でございます。本日、資料が多くて恐縮ですが、もし不足の方がいらっしゃいましたら、挙手いただけましたら、事務局が資料をお持ちいたします。資料はよろしいでしょうか。

それでは、協議会の開催に先立ちまして、事業実施主体であります環境省より、環境再生・資源循環局の新井田参事官からご挨拶をいただきます。参事官、よろしく願いいたします。環境省・新井田 皆さん、こんにちは。長泥地区の環境再生事業を担当しております環境省参事官の新井田でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

協議会の皆さま方におかれましては、本日は、年度末のお忙しい中、この協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より長泥地区の環境再生事業に深いご理解と多大なご協力をいただいておりますことを、この場をお借りしまして、改めて御礼を申し上げます。

環境再生事業につきましては、2018 年（平成 30 年）から、この協議会におきまして、委員の皆さまのご意見を頂きながら進めてまいりました。これまで 5 年が経過しまして、2 工区から 4 工区につきましては、盛土工事もだいぶ進捗をしまして、完成のイメージが見えてきたところでございます。また、飯舘村さんにおかれましては、昨年の 12 月の議会で、農地への整備事業、基盤整備促進事業につきまして、承認されたというふうにお聞きしております。環境省としましても、この実証事業という目的を果たしつつも、環境再生事業がこの長泥をはじめ、飯舘村の再生に貢献できるよう、引き続き、頑張っていきたいというふうにご考えております。

また、今年の 5 月頃には、長泥地区の帰還困難区域の一部におきまして、避難指示解除が予定されているというふうにご聞いております。今後は、これまでにも増して、さまざまな方にここを視察していただけるよう、環境省としても、広報等を強化して参りたいというふうにご考えております。引き続き、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

本日は、再生事業や広報活動等に関する進捗状況をご報告させていただくとともに、来年度の水田試験等や広報の計画の案を説明差し上げまして、皆さまのご意見を頂戴したいというふうに考えております。

本日は、限られた時間ではございますけれども、忌憚のないご意見を頂き、本事業に活かして参りたいというふうに考えておりますので、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

原安協：ありがとうございました。

### (1) 飯舘村長泥地区環境再生事業の工事の状況について及び令和4年度水田試験等の結果及び令和5年度水田試験等の計画(案)について

原安協 それでは、議事に入らせていただきます。資料1の「飯舘村長泥地区環境再生事業の工事の状況について」に基づきまして、環境省福島地方環境事務所の赤石沢企画官からご説明いたします。企画官、よろしくお願いいたします。

環境省・赤石沢：土壌再生利用技術企画官をしております赤石沢です。現場を担当しています。よろしくお願い致します。

では、資料1をご覧ください。盛土工事の進捗状況についてご説明します。1ページ目、おさらいになりますけれども、再生資材化の処理工事、それから復旧工事ですけれども、令和3年3月29日から製造を開始しまして、翌年、令和4年8月29日には、約29万袋の処理を完了しております。その後、9～11月の間で、施設をおおむね撤去しております。

それから盛土等工事進捗状況ですけれども、棒グラフを載せておりますけれども、赤い線のところが今現在の時点の表になっております。準備工として、令和2年6月から始めまして、令和3年12月に全て完了した。これは、伐採とか表土剥ぎといったものです。それから擁壁工事ということで、土留めの工事になります。令和2年11月から始めまして、令和4年8月に各工区とも全て完了しております。それから盛土等工事、盛土工ですけれども、令和3年4月から西側の2工区に着手し、現在、2～4工区分にて順次施工しております。

4工区につきましては、伊達市、そして二本松市の産業団地の造成に伴って発生した耕作土、これを覆土の2層目に利用しています。令和5年度には完成します。今のところ、4月を目途に鋭意作業中という状況です。それから2、3工区ですけれども、山砂の遮蔽土ですが、覆土20cm分を施工しまして、令和5年度で暫定完成をする予定としております。棒グラフは参考までにご覧ください。

続きまして、2ページに行きます。再生資材の盛土工事の状況ということで、2月末時点のものを平面図にポンチ絵的に示したのになります。再生資材の盛土量ですけれども、全体としては20万 $\text{m}^3$ ぐらいあります。そのうち、今現在、19万8,000 $\text{m}^3$ が完了しています。ただし、2～5工区の圃場の試験についてであります。ここは除いております。山砂、それから遮蔽土関係につきましては、3万4,000 $\text{m}^3$ が完了しているということです。それから2、3工区の覆土ですけれども、2～1工区、下、西側ですけれども、ここを除きまして、1層目の20cm分を山砂、遮蔽土で完了させております。それから4工区分の覆土ですけれども、1層目は20cm、山

砂を遮蔽土で施工しまして、2層目、30cmを伊達市保原町の田畑の土を運搬しまして、盛土しております。4-2工区の2層目の一部、まだ若干残っております、下の図面でご覧になっていただくと、茶色の網かけの一部に黄色の網かけが入っていると思いますけど、ここが若干残っているということで、ここは二本松市の土を用いて盛土を完成する予定ということにしております。それから右側に表を載せておりますけども、今お話ししたとおり、覆土については、全体計画6万4,000m<sup>3</sup>に対して53%、進捗しているという状況です。再生資材につきましては、98%、ほぼ完成に近いという状態になります。

続きまして、3ページをご覧ください。再生資材の盛土工事の中の環境保全工について、平面図になりまして、令和4年の3月から用排水路、それと道路ですね、外周道路も含めて、農道の整備を順次施工しています。畦畔関係につきましては、令和5年度に実施する予定です。太い青線が平面図にあります。ここが現在の完成した部分ということで、率にして約11%ということになります。

続きまして、4ページをご覧ください。これは、以前から載せている着手時の写真と、それから現況、令和4年11月17日、盛土がほぼ完了の状態になった時の写真になっています。かなり進捗したというのがお分かりいただけるかと思います。それから一番下ですけども、空間線量率の測定を定期的に行っております、大きな変化はありません。5カ所設定して、現在もモニタリング中ということです。

続きまして、5ページをご覧ください。1工区の状況についてですけども、現在、1工区的设计、それから測量、地質調査を行っております。それから1工区に係る特定復興拠点区域、その外縁の除染を実施中であります。下のところの工程表ですけども、これは令和5年3月時点の、まだ予定のスケジュールになっていまして、1工区については、4年度から向こう3年ぐらい、調査、設計していくという状況です。

続きまして、6ページをご説明します。1工区の環境調査の状況です。令和4年度に環境調査を実施しております、結果を簡単にまとめております。目的は、2級河川、比曾川に隣接した工区になるということで、自然環境調査を実施しまして、環境再生事業の実施に向けた基礎資料にしたいということです。概要につきましては、植物や動物など、基本的な項目を一式、調査しました。

その結果をまとめておまして、代表的なものですが、希少種については31種、確認されています。そのうち、保全措置が必要なものということで載せておりますが、カワシンジュガイ、それからタナゴ、ヤマメ、これらが生息したことが確認できました。これらの動物の連鎖関係、保全方法を入れておりますけども、基本的には、比曾川の改修なり、付け替えをする時には、別の場所に移動したりすることなども必要になるかと、今、考えております。

続きまして、7ページをご覧ください。これは前回の運営協議会においても説明しておりますけども、ストックヤードの利用状況ですね。7ページは地図関係です。それと、詳細を8ページに取りまとめております。再生資材化ヤードについては、先ほど説明したとおり、プラント関係を撤去しまして、令和6年度以降、利用していきたいと思っております。それからスト

ックヤードですけれども、令和5年度以降、大型土のう、これらを中間貯蔵施設に輸送する、あるいは、輸送した後の復旧作業、これらを実施していくという予定です。それから長泥2、コミセン北、曲田、曲田遮蔽土置場については、1工区の工事で使用するというものもあるということで、現在、ストック中になっています。スクリーニングヤードですけれども、帰還困難区域解除後に、令和5年度中に施設の撤去、それと復旧をしていくという予定でおります。それから資材置場関係ですけれども、道路拡幅部、長泥待避所については、1工区工事完了まで使用していくという予定にしております。それから返地につきましては、地権者の皆さま方と現地立ち会いをしっかりとしながら、調整させていただいて、復旧を順次進めていきたいということで考えております。(8ページの)表は、あくまでも今時点のスケジュールということでご覧いただきたいということです。

それから最後、9ページをご覧ください。道路補修、それから交通量関係を取りまとめております。県道62号、それから南北に走る国道399号の道路補修については、令和5年度4月中、ゴールデンウィーク前までに実施する予定としております。それから令和5年度の62号、長泥地区を通行する工事車両の予定交通量を簡単にまとめてあります。長泥地区の再生利用事業に使用する土ですけれども、環境保全工関係も含めてもまだ使用するということもありまして、遮蔽土関係の輸送も約1万2,000 m<sup>3</sup>程度運搬するというようなことです。最大、ダンプトラック25台程度は走る予定になっております。期間につきましては、3月末から9月ぐらいまでやっていくというような状況です。それから中間貯蔵施設の輸送もあります。除去土壌の輸送として約5万1,000袋程度、これは再生事業で発生した可燃物もありますが、5,000Bq/kgを超える土壌を中間貯蔵施設へ運んでいくものがあります。輸送期間は、7月から来年1月頃までを予定しております。それと、最後ですが、62号の狭小部、1工区エリア周辺ですけれども、その対策としまして、交通誘導員の配置、それから待避所の設置、これらも今、検討中です。

以上、説明を終わります。

原安協 ありがとうございます。続きまして、資料2の「令和4年度水田試験等の結果及び令和5年度水田試験等の計画(案)について」に基づきまして、環境省福島地方環境事務所の吉田課長よりご説明いたします。よろしく願いいたします。

環境省・吉田 はい。土壌再生利用推進課で課長をしております吉田と申します。資料2について、私のほうから説明差し上げます。

今、第2工区で行っている水田試験の令和4年度の結果と、来年度、令和5年度の計画についての資料になっております。

めくっていただいて、2ページ目になります。こちらの試験の結果については、前回運営協議会でも詳細の資料をお示ししていますので、全体の細かいデータは資料2の参考に下ろさせていただいております。今回、新たに計測した点等を抜粋して、資料2の参考とさせていただいております。

3ページ目を開いていただきまして、こちらは令和4年度の透水性試験についての結果を前回と同じく再掲しております。後半の緑になりますけれども、令和4年度の水田については、透

水性について課題があるということで、いろいろな改善策を考えて試験をしたところです。こちら、令和4年度も、顕著な改善が見られなかったということですので、引き続き、その改善について検討していくことを考えております。詳細については後半の資料で説明いたします。

次、4ページ目になります。こちら、収穫した結果を載せております。細かな数値を表にしております。あと、棒グラフを比較しやすいような形で載せております。令和3年度と令和4年度を比較したところ、令和4年度のほうが同等以上の収穫量があったということの結果になっております。特にA1のところは、飯舘村村内の他の水田の土を客土として作っておりますけれども、こちらの収穫量は、他の条件に比べて、収量が上げられたというような結果になっております。他の遮蔽土に植えたところについても、昨年度の同等以上の結果になっております。

めくっていただきまして、5ページ目でございます。こちらは、主な論点になっているわけではありませんが、収穫した玄米、もみ、稲わらなどで放射性セシウム濃度を計測しておりますので、情報として掲載しております。こちら、玄米が0.5Bq/kg、もみが1.2 Bq/kg、稲わらは3.5 Bq/kgということで、食品基準の100 Bq/kgと比較しましても、稲わら、もみのほうも、資材の400 Bq/kgと比較しましても、非常に低い水準となっているということが今回も確認できております。

めくっていただきまして、6ページ目になります。こちらで、来年度についての案を記載しておりますので、こちらでご意見を頂ければと考えております。

7ページ目でございます。水田エリアで試験を行ってございましたけれども、透水性の改善まで顕著な改善が見られなかったという部分もありましたので、引き続き、来年度の水田エリアは試験を考えてございます。こちらは、試験案に記載がありますけれども、具体的に透水性を向上させる案として、やはり暗渠の上のほうで詰まっているのではないかとということもありますので、透水性の良い暗渠の上のほうを置き換えるとか、あとは、弾丸暗渠を令和4年度もしていますけれども、上のほうの層で行って行きましたので、より深い層で、山砂より下のところでやったらどうかということも考えるということにしてしております。さらに、1回、田んぼを作成した後、それを畑にすると、また最初から畑を作った後の条件が違ってくるといってお話もありますので、水田エリアでやったところを一部、A1、A2については、畑地への転換をした上で、試験を行うということで考えております。

第4工区でございますけれども、こちら、先ほども資料で説明がありましたが、伊達市、二本松市の作土層を用いて、盛土はほぼ完成している状況でございます。このような状況を受けて、水田エリアとは違った試験をすることで考えております。試験のところですが、試験案のところには書いてありますが、水を張って、そこで管理のみをする場所ですが、作付けをする工区ですとか、あとは、除草等の管理のために耕起してすき込みを行うという工区を設けておりますが、水田エリアよりはある程度大きい（広い）ところでやってみて、また違った課題が出るのかということも行ってはと考えております。さらに、畑として、もともと水田から畑にするのではなくて、畑として整備も一部考えてございまして、そういうところでの条件も

考えるというふうに想定しております。

さらに、8 ページ目でございます。こちら、2、3 工区の試験エリア以外については、資料 1 にありましたように、遮蔽土を用いた、山砂で盛土が暫定的に完成する予定になっております。こういうところを活用して、緑肥の栽培ということを考えておりますけれども、緑肥を植えるには、土壌の改良の効果を確認するとともに、景観にも配慮しまして、どのような品種を植えられるかということを検討していきたいというふうに考えております。こちら、以上で、試験についての大まかな方向性についての説明になりますけれども、来年度、このような試験を行うということで、本日、ご意見を頂ければと思っております。

さらに、資料 2 の参考を付けておりますので、もう 1 点だけ説明いたします。資料 2 の参考は、前回運営協議会で示した資料を振り返りのためにデータ集を載せております。こちら、ご参考にしていただければと思っておりますけど、8 ページからは、今までの栽培実験ですとか、水田試験という経緯がありましたので、そのあたりの流れも 1 枚の表としてまとめてございます。2021 年度は、栽培実験となっていて、それ以降、2021 年度から 22 年度は水田試験を行っているという流れを記載しています。

また、9 ページ、10 ページですけれども、栽培試験、水田試験の施肥についてもご指摘いただくことがありますので、細かい資料になりますので、参考のほうで施肥の状況、分析の状況を載せさせていただきます。

また、11 ページは、運営協議会でこのような経緯、どのような流れで行って来たかというのを振り返りのために、参考までに年表を載せているというところなんです。以上、資料の説明になります。

原安協 資料のご説明、ありがとうございます。ただいまの赤石沢企画官からの資料 1、吉田課長からの資料 2、それぞれのご説明につきまして、ご質問やご意見などがありましたらお願いしたいと思います。特に資料 2 で、「令和 4 年度水田試験等の結果及び令和 5 年度水田試験等の計画（案）について」の 7 ページと 8 ページ、ここについて、皆さまのご意見を頂ければということで、吉田課長からご発言がございましたので、ここについて特にご意見を頂ければと思っております。いかがでしょうか。

地元委員 いいですか。

原安協 はい。地元委員、お願いします。

地元委員 午前中、現地を見させていただきました。非常に大きな農地で、担当の方々はほんとにご苦労さまだったなと思います。今、説明ありました参考資料 2 の 10 ページに、土壌分析の値が細かく書いてあります。私は、盛土の砂の土壌改良について、いささかの外れのことが目に付くなという感じがします。

まず、現地でお願いしたのは、緑肥作物がヘアーリーベッチを使用している試験の結果があったのですが、耕盤破壊を狙うのには、セスバニアだろうなというのは、前の会議でも指摘させてもらいました。それから、転炉スラグを 10 アールあたり 1 トン使ったというような説明を現地でいただきました。転炉スラグの効果というのは、確かに相馬地方では、津波のかぶ

ったところの除塩をするために転炉スラグを使うのは、私らも聞いた時があるのですね。確か、報告では、1反歩当たり600kgぐらいの使用量だったかと。私が思うには、相馬地方ではそういうような使用量。長泥では、転炉スラグを1反歩当たり1トン使ったと。土壌分析の結果を見ると、非常にpHが高い。転炉スラグを使って、微量尿素を補給する。

一方では、土壌酸度を改良する。水田ということを考えれば、そこまでpHは高くする必要はないのだろうなと思う。

この土壌の改良の第一の目的は、ここに陽イオン交換容量、CECという表記があります。県の基準値は10me以上というような基準があります。これはもともと、砂質土での目標であって、私たちが一般的に自分の農地を分析する時には、大体20~30meという数値を標記されるのですね。すると、保肥力の全くないこの土をどういうふうに改良するのかって考えると、転炉スラグを使うっていう方法ではなくて、堆肥とか有機物を少しでも多く増やしていく。それによって、保肥力を増していく。そして、資料の中段以降に可給態窒素という項目があります。非常に少ない数値です。いわゆる地力がない。こういったものも、緑肥とか有機物を投入することによって、いくらでも改善していく。これが、的当たりの土壌改良の方法なのだろうと。先ほどの緑肥作物という点から言っても、ちょっと的外れじゃないかと。転炉スラグの使用についても、ちょっと的外れじゃないかと。そんなふうに、私はどうしても見えてくる。

先ほどお話がありました資料2の中の来年度の計画ということで、8ページ、2、3工区盛土造成エリアの緑肥作物案、ミックスフラワー、マリーゴールド、赤ソバ、コスモスと。非常にきれいで、景観上はいいのです。でも、緑肥としては、これは乾物量が少ないだろうと。もう少し景観と乾物量の確保というものを考えると、夏作のヒマワリと冬作のライ麦、この2作の組み合わせで、積極的に有機物を投入していく、こういう考え方が一般的ではないのかなって私は思うのですが、それぞれ、お考え、ご主張がありますから、検討した結果かもしれませんが、この辺、整理をお願いしたいなと。

あと1点、要望で申し訳ないのですが、道路補修の話がありました。県道62号線。資料1でしたね。県道62号線については、令和5年度4月に補修しますと。だいぶ傷んでいるのですね。で、毎年、行政区からの要望でも、村にお願いして、県道工事をお願いして、部分的に補修してもらったりします。非常に峠道なんか広い範囲で傷んでいます。これはやっぱり、この事業のせいばかりではないのですが、非常に大型の車が通るということで、従来にはないような傷みがありますので、チェックいただいて、関連場所は直すところは直していただきたい、そんなふうに思いますので、併せて要望とか疑問点をお話ししました。検討をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

原安協 ありがとうございます。最初に吉田課長、よろしく申し上げます。

環境省・吉田 はい。ご意見ありがとうございます。2、3工区のところですね。緑肥のところも、環境省、それから関係者の皆さまと相談しつつと考えておりますので、今頂いたご意見を踏まえつつ、また営農関係の関係者と話を聞きつつ、決めていきたいと思っております。ご意見をありがとうございます。

原安協 県道 62 号線については、赤石沢企画官、よろしくお願いします。

環境省・赤石沢 令和 5 年度の 4 月中までということで、ある程度限定したところに行っているのですが、道路管理者である福島県、それと飯舘村とも確認をしながら、現在、傷んでいる箇所については、全て調査をしています。それでゴールデンウィーク頃の避難指示解除に向けて、特に傷みのひどいところ、1 回、補修をしたいというこちらの予定です。

この盛土等工事、4 年目に入りますけど、この工事は、ある程度終了が見えた段階で、残りの補修をすると、そういう予定にしております。よろしくお願いします。

原安協 地元委員、よろしいですか。

地元委員 転炉スラグの件、ちょっと現地で話していたのですが、お答えをまたお願いします。

NTCI 現地で説明が十分ではなかったのですが、栽培の成果を 1 年である程度出さなければいけない状況で、土壌分析をした結果、鉄とケイ酸が非常に不足していたと。ですから、今、地元委員がおっしゃるように、きちんと堆肥を入れたりして、すき込みをやったり、土作りをきちんとやるべきというのは、全くごもっともなのですけれども、その不足肥料成分を補うために、令和 3 年度の当初だけ、反当たり 1 トンという転炉スラグを導入しました。結果として、その鉄、ケイ酸は補われて、収穫量もご覧いただいたように、ある程度の収穫量が初めての土で見込めることができたということで、今後は、そういうふうな試験を基にして、いろいろな土の改善の方法を検討していけばいいのかなというふうに考えているところであります。

地元委員 現場でも申し上げましたけれども、試験圃場ですから、その試験圃場の成果を基にして、これから本田をどういうふうにするかと普通は考えますね。取りあえず、鉄分とケイ酸が不足だから、転炉スラグを使ったと。じゃ、使う量はどうだったのかという検討もしないといけない。先ほども申し上げましたように、保肥力が非常に少ない。この土をどういうふうにして少し性能をアップさせるのか、そういう検討も必要になる。そのために試験田があり、じゃあ、これから本田に対してこういう方法で採用していきましょと、普通はつながっていくわけです。そのための試験じゃないですか。ですから、これからあそこの圃場に 1 反歩当たり 1 トンずつ転炉スラグを使ってくると考えられるわけですね。あるいは、もっと別な方法を取らなくちゃいけないとか、その辺のことの進むべき道を選択するために試験圃場があるという考えになると、もう少しいろんな検討があつてしかるべきだと、そんなふうに思うのですが、どうでしょうか。

環境省・吉田 ご意見、ありがとうございます。まさに、これから盛土のところの大きいところをどうするかという話が始まります。今ご指摘を受けたように、試験のところ、その施肥とか、今後、その土壌をどう作っていくのかという部分も大切な論点だと思いますので、本日、そういう検討をした結果をお示しできていませんが、今後の検討のところでは、そういう点も考えつつ、試験のほうを進めさせていただければと思います。ありがとうございます。

信濃 よろしいですか。

原安協 信濃委員、お願いします。

信濃 今の転炉スラグに関してのご指摘は、かなり至極まっとうなご指摘だと思います。この（資

料2参考の) 10 ページのデータを見ている限り、問題点はどこにあるのかという部分を考えて、まさにご指摘があったように、土壌の肥沃度、例えば、CEC が極端に低いとか、あるいは、窒素の可給性が非常に低いとか、特に可給態窒素の量というのは極端に低い状態だと。ただ、そこら辺をどうやって改善するかは、やっぱりそれを中心に技術を突っ込んでいかなきゃいけないと。

先ほど、現場での話だと、転炉スラグありきみたいな形で話が進んでいたのですが、この結果を見る限りは、必ずしもそうではないと。やはり指摘されたように、堆肥を投入するとか、有機物を投入するとかっていう形での土壌の肥沃度をまず高めることが最初にあるのではないのかな、というところがあるかと思います。ですので、これをもって、全てのところへ広げるってことはまずないことだと思います。こういうデータに基づいて、何をやらなければならないのかを、きちんと評価した上で進めるべきなのかなと思いました。転炉スラグももちろん悪いものではありませんけれども、他にもうちちょっとやるがあったのかなという感じがしております。

原安協 ありがとうございます。他に、何かご意見はございますか。地元委員、お願いします。

地元委員 2点ほど確認したいところがありました。まず1点目は、この資料1の5ページです。第1工区についてということで、これ、大まかな日程が示されておりますが、1工区の土地は共有地で、その問題がいろいろありまして、1工区は遅れたということで、私も理解しておりますが、その中で、1工区の工事について、環境調査・設計ということで、令和6年までということになっておりますが、だいぶ遅れているという状態で、スタートするわけですが、そこら辺のスケジュールをもうちょっと分かりやすく、あとは、今日は判明しなくても、後ほどそういうようなことが分かった場合は、ぜひ地元のほうにも早くお示ししてもらいたいということで、これは要望でございますので、よろしく願いいたします。

あともう1点は、資料2の4工区の試験栽培ですが、私も現場のほうにも結構行くたびにしているのですが、ちょっと分かんなくて、確認したいのですが、この4工区の今回試験栽培をするところの場所はどこら辺なのか、また、面積はどのくらいを予定しているのか、あとは、水のほうはどういうふうな具合でやるのかって、もうちょっと詳しく示してもらえれば分かるのかということでもありますので、そこら辺、よろしく願いしたいと思います。

原安協 それでは、初めに資料1のほうで赤石沢企画官、お願いします。

環境省・赤石沢 資料1の1工区の調査・設計の工程をもう少し詳しくというお話でしたけども、先ほどお話ししたように、村内の長泥地区内に輸送してきた除去土壌、これが約6万袋程度ありまして、この土を使って、1工区の再生利用事業をしていくことで、今、調整して進めておりますけど、その土を入れる配置ですね。そこを今、検討しております、そこには、当然、比曽川の改修といいますか、付け替えも関わってくるという中で、それを今、福島県の河川協議、それと飯舘村さんも含めて、協議・調整中です。今お話しした比曽川の付け替えも含めた約6万トン使う再資材の埋め立て盛土するエリアが決まれば、この令和5年、6年以降の予備設計といいますか、実際の1回目の設計、それと工事を発注するための詳細設計に入っていく

のですが、そういうスケジュールが示せますので、まずは今お話をさせていただいた基本的な配置計画、これを決めるという、今、状態になっています。これが決まれば、具体的なスケジュールをお示しできると思っております。よろしくお願いいたします。

原安協 ありがとうございます。それでは資料2のほうで、吉田課長、お願いします。

環境省・吉田 第4工区での試験案ですけれども、こちらでまず方針をご説明した後、詳細をまた地元の方、村と相談しつつ、最終確定と考えておりますけれども、想定としまして、環境省内で考えている中では、資料1の2ページの地区割りで、「4工区工区割り図」の4-1工区の辺りでさせていただければというふうに考えております。

面積は、稲作、水張りをする辺りについては、5,000㎡くらいと思っておりますが、あとは、畑を作る区間を資料1の2ページの「4工区工区割り図」の向かって一番右側で、700㎡ぐらいの面積で行えればというふうに考えておりますが、こういう具体の案は、また本日の議論を踏まえた上で、関係者の方と詰めていければというふうに思っております。

原安協 地元委員、いかがですか。よろしいでしょうか。

地元委員 水は、直接比曽川から上げるということで考えているのか。

環境省・原田 4工区については河川上流側からの水を使用しながら、試験をしたいと考えております。

原安協 他はいかがでしょう。では、もしご意見等ありましたら、また最後に頂戴したいと思います。

## (2) 広報について

原安協 それでは資料3として、広報について、こちらも吉田課長からお願いします。

環境省・吉田 続きまして、広報について説明いたします。1ページ目は、令和4年度の広報についての報告になります。

2ページ目ですけれども、今年度も、さまざまな方に視察に来ていただいております。行政機関、学校とございまして、その他、プレスの方々に来ていただいております。ご参照いただければと思います。今年度は、延べ人数630名の方に来てもらっています。昨年度は1年間で647名ということで、1月末時点で、数値は昨年並みの方に訪れていただいたというような状況になってございます。

続きまして、3ページ目でございます。一般見学会について、今年度、月2回程度開催してまいりました。前回の、昨年9月の運営協議会で報告しましたが、資材化ヤードがなくなるということを受けまして、ツアーの内容も9月に一部変更させていただいております。その中で、地元の方々との対話の場というのを、地元の方にご協力いただいて、設ける取組を行ってみました。30分程度ですけれども、この中で、終わった後のアンケートでも、その住民の方と話せて良かったという好評を非常に頂いております。この後の来年度の検討の場でもお話しさせていただきましても、できれば、このような地元の方のご協力を頂いた上での活動というのは継続できればなというふうに思っているところです。また、前回の運営協議会で、アンケート

の課題もありましたので、事前のアンケートを強化しまして、来られた方はどういう方で、どういう意見を持っているかというのを回収した上で、今後の参考にするようにというふうに、今、考えているところです。まだ昨年の終わりのほうでしかできておりませんが、そういうところを来年度は強化して開催していきたいというふうに思っております。

続きまして、4ページ目のところにアンケートの結果を掲載しております。理解いただいたという意見、また、あまり理解できなかったという意見がありますので、そのあたりの割合を円グラフで示すとともに、意見を頂いたところを下のほうでまとめてございます。それはご参照いただければというふうに思います。

続きまして、5ページ目でございます。環境省全体の広報との連携で、対話フォーラムを日本各地で行っておりますけれども、そこで長泥の花を用いたしおりを配布しました。また、広報誌にも、運営協議会便りを載せさせていただいております。引き続き、一般の見学会は行っていくという考えでおります。また、CM、ポスター、写真の配布も実施しております。

続きまして、6ページ目でございます。動画コンテンツをやはり重要な一つの情報発信源と考えておりますので、主に資料で紹介しておりますけれども、動画コンテンツで長泥地区の動画を著名人の方に現場を訪れていただいて発信するというような取組を行っております。

続きまして、7ページめくっていただきまして、令和5年度の広報（案）についてでございます。8ページに大まかな方針について記載させていただいております。やはり帰還困難区域の一部解除という点も踏まえて、今後、より広報というのが重要になってくると考えております。そういう点をうまくこちらの広報でもつなげればというふうに思っておりますが、長泥の花を活用した広報というのを現状も始まっているところですが、さらにその力を入れるという意味で、ビニールハウスを増設して、栽培面積を増やしまして、また、いろんな方にこういう花を提供し、そのビニールハウスの中で見学者の方と一緒に何かできるのではないかと考えております。このあたりはいろいろとアイデアを頂けると、大変助かるところです。また、一般の方々が来られるようになるということを想定しますと、現場は、何も説明するものは置いていませんので、現場に来た一般の方々が分かるように、仮設の看板等を設置して、環境再生事業というのを少し分かりやすく掲載していくということを考えています。あとは、住民との対話に関しましては、先ほどもご報告しましたように、非常に好評なところもありますので、また来年度もご協力いただけるようであれば、機会を設けさせていただきたいというふうに思っております。

以上、資料についての説明になります。また、広報につきましては、かなり細かい情報を参考資料の4のほうに掲載してございます。こちら、参考ですけれども、参考資料4が、リスクコミュニケーション事業との連携、対話フォーラムの紹介を参考までに掲載しておりますので、ご参照いただければというふうに思います。以上、資料3についての説明になります。ありがとうございます。

原安協 ありがとうございます。ただいまご説明いただきました資料3について、ご質問やご意見などがございましたら、お願いしたいと思います。特に8ページの広報についてのアイデア

について、ご意見を頂きたいということでしたので、ぜひお願いしたいと思います。はい、地元委員。

地元委員 過日のテレビ等で、再生土壌を東京には持ってこないでくださいというふうになっているところで、私は、飯舘村の人は怒っているわけです。私だけが怒っていることじゃないけど、「ふざけんじゃないよ」と。普通は、私ども、この宝物というふうになんか叱られて大きくなってきた。本来がいいはずなのに、少し方向が間違っているから、ちゃんとやれよという激励を込めて、宝物というふうに言って、私はこの委員を仰せつかった時に、ともかく、嫌われているかもしれないけども、実施してみましよう。

その結果、この宝を宝としてやはり活用していくのが答えだろうということで、踏み切ってきたわけです。

そこで、私は、ぜひお願いしたいのですが、今更、所沢で断られるなんてことは、作戦の失敗じゃないかなというふうには私は危惧するわけでございます。そういう中で、青森県の風間浦村の村長さんか何か「持ってきてもいいよ」と言ってくれたのは、同じ東北人としてうれしい話であって、ここに大事な答えがあるのではないかと思う。長泥を見学して、それから物を言ってくれよというコンセンサスみたいな意識を、私たちはやはり考えてくれよと、現場を見てから、物を言ってくれよと。そのぐらいの切羽詰まった考えを持って、私どもは実施しているわけなので、必ずそこら辺のところを発信してもらえればと思います。

だから、有名なタレントを使って、大々的にコマーシャルやれなんていう話は申し上げませんが、少なくとも、そんな意識で埼玉県や東京都の人たちが考えているのは、悲しい話です。何ら問題ないものなのですから。何も問題ないから、私どもも協力してやったわけなので、ぜひともそこら辺の作戦をトップのほうの人たちがよくお考えになって、どうすれば断られないで使えるのか、公共事業の中でどんどん使っていくのが答えじゃないかなと思います。

長泥の人たちを含め、飯舘村の人たちは、「ふざけんじゃないよ」と、「今までやってきたものは、そんなちゃちなものじゃないよ」と。ぜひとも、そこら辺のところ、いい答えを出していただきたい。また、そういう作戦を作っていただきたい。それがもう机に向かって汗をかく段階の作戦だと私は思う。いろんなチーム分けの人で現場を見て、それから問題、ここに見学した人たちの6割ぐらいの人たちがいいことだというふうにも出してもらったのはうれしい話です。要望になってしまったのですが、よろしくお願いします。

原安協 ありがとうございます。これについては、新井田参事官、お願いします。

環境省・新井田 はい。お話のありました所沢等の件につきましては、全く知らない方々にいきなり環境省が持ち込んだということもありまして、説明が十分にし切れなかったということで、環境省としても反省をしているところであります。

おっしゃるように、この問題は、すごくその地域の方、この飯舘村、長泥の地域の方のご理解があって、こういうことで進んでいるわけでありまして、その辺をきちっと踏まえた中で、今後、引き続き、丁寧に説明をしていきたいというふうに思っております。

青森の風間浦村のお話もありましたけども、そちらのほうにつきましては、まだ村のほうは

関心を持っているという段階でありまして、具体的な検討というところには至っておりませんが、村長さんをはじめ、村の方も、ぜひ飯舘村のほうにも訪れて、実際に見てみたいということもおっしゃっていますので、またそのところについては、引き続き、コミュニケーションを取りながら、またこちらのほうにもお邪魔させていただくことになるかもしれませんので、ぜひその時はよろしくお願ひしたいというふうに思います。環境省としても、そこは丁寧に対応していきたいというふうに思っております。

地元委員 この問題は、最終処分場決定に向けての下準備なのです。それとセットになっているということを頭の片隅にでも、ぜひとも置いて交渉に当たらないと、全て頓挫するのでは、「環境省は何をやっているのですか」というふうに、飯舘村の人たちはやっぱり言わざるを得ない。長泥住民が10年以上も耐え忍んで、ようやく晴れのみどりが立った段階ですので、ぜひとも、そこら辺はセットで進ませるだけですので、最終処分場のことと今回のことは切り離して、考えられたこと、密接に結び付いています。

そこら辺のことをお考えの上、交渉をお願いいたします。

環境省・新井田 最終処分場のことも考えながら、話を進めていきたいと思ひます。助言をどうもありがとうございます。

原安協 他にご意見、いかがでしょうか。はい、田中委員。

田中 この広報は、次年度から長泥の新しい段階になると思ひます。それで今、お話が出ました最終処分場のことですけれども、その方向がどういう展開をするかどうにかかわらず、この長泥での実証事業が最も肝になる。だから、この実績を住民の方と一緒に国民に広く知らしめると。その結果としてどういうふうになるかは分かりませんが、今、私は私なりの考えはありますけれども、どう展開するか分からないにしても、この長泥の実証事業をいかにプレイアップして、どう利用して、準備の方の労力を仰ぐかということが大事ですから、環境省の99%ぐらいはそのことに頭を置いて努力をしてもらいたい。それだけお願いしておきます。まもなく長泥も避難指示が解除されますから、それ以降、特に重要になりますので、できるだけ多くの方に、見学者に来てもらって、実証事業の中身を知っていただくということに努めていただくよう願ひします。

原安協 ありがとうございます。はい、信濃委員、願ひします。

信濃 大学の授業でこの件は取り上げさせていただいております。数名の学生に関しては、さらに興味を持って、飯舘村に入ったり、長泥に実際に来て見学させていただいております。ただ、現実的に、やはり北海道からというのは非常に距離があつて、なかなか来るのが大変だというのが正直なところではす。

それで提案ですけれども、例えば、見学会とかをオンライン、それもライブで、例えば、15分でも30分でもいいですけれども、そういう形でやっていただいて、その時間を自分の授業の中に、取組むというような形で、直接的にこちらの方との交流というか、こういうことを聞きたいとか、紹介してもらおうとかができたら、もう少し直接的な雰囲気に関与できるのかなと思ひています。

実際に授業の前後でアンケートを取ると、今の 18、19 歳ぐらいの学生は、授業の前にはほとんど（東日本大震災のことを）知らないのですね。当時はもうほんとに幼稚園の年長か、小学校低学年ですから、何も知らない状態で、「そんなこともあったのですか」というような話になってくるので、やはりもう少し大学で積極的に伝えるっていうことが必要なのかなというふうに思っています。そういうような手法も少し検討していただければと思っております。

原安協 大迫委員から手が挙がっていますので、大迫委員、お願いします。

大迫 はい。ありがとうございます。オンラインから失礼します。今、先ほどから、村のほうの委員の方、長泥地区の委員の方からもありましたけれども、やはり最大の広報は、県外での再生利用の今後の取り組みと飯舘の経験や思い等をどうつなげていくのかというところが一番、最大の広報になるのではないかと、私もそれは同じ思いでありまして、そういう意味で、環境省の方も重々、そこはご理解されていると思いますので、関係者、われわれ学者としての関係者でもありますけども、1回、どうやっていくのか、作戦という話もありましたけれども、戦略的に対応していくと。

それがゆくゆく県外最終処分にもつながるといような流れの中で、広報をもう一回見直すということは大事な時期に来ているというふうに私も思います。これまでやってきたことは、さらに積極的にまた充実させていけばいいかなと思いますし、今、信濃先生からもあったような、若い世代への、やはり理解醸成もきちっと図っていくってことも、さらに広げていくということも合わせて必要ななと思っています。以上です。

原安協 ありがとうございます。今、信濃委員と大迫委員からご意見がありましたけれども、吉田課長、いかがでしょうか。

環境省・吉田 田中委員、大迫委員、信濃委員から頂いた、さらに今後、県外の話も含め、広報が重要というところは、環境省としてもしっかり力を入れて頑張っているというところは、同じ方向を向いて頑張っていきたいと思っておりますので、本日、ありがとうございます。

あと、信濃委員からオンラインっていうアイデアを頂きました。非常にいいアイデアだと思いますので、また実現に向けて、今後、検討させていただければと思います。ありがとうございます。

原安協 ありがとうございます。はい、万福委員、お願いします。

万福 ありがとうございます。質問ですけれども、8ページのビニールハウスを増設というのは、具体的には、どこにどのぐらいの大きさというのをもう一度ご説明いただけますか。

環境省・吉田 ビニールハウスの増設ですけれども、まだ具体的に面積とか設計ができていないわけではございません。来年度中に、こういうもので環境省として考えをまとめて、増設に着手できればいいかなと思っております。その場所をどこにするかという話も、関係者の方とお話しするという、また、面積もどれくらいにするかというのも、これからちょっと具体的に話をしていきたいなというふうに考えてございます。

万福 ありがとうございます。環境省がハウスを設置すると、いずれは撤去ということになるのかと思います。区域の解除が控える中においては、別の方法を村とも考えたほうが良いかとい

うふうに思います。住民の方々にとって、設置撤去が繰り返されるのは違和感を感じるようになる。できれば、継続的に皆さんが関わられるような形を、環境省だけではなくて、村も一緒になって考えていかれたほうが良いのではないかというのが一つ提案でございます。

再生利用について、都会での同意のあり方と地域での同意のあり方、これらは全く違うものだというふうに認識はします。地元委員からご指摘があったように、丁寧に進めるというのは全く変わらないことだと思いますので、今後とも宜しく申し上げます。以上です。

原安協 ありがとうございます。吉田課長、いかがですか。

環境省・吉田 ご意見頂いたところは非常に重要な点だと認識しております。ご意見として承りますので、ありがとうございます。

原安協 他はいかがでしょう。はい。信濃委員。

信濃 緑肥作物のことについてですが、ここでは、花のような見栄えのいいようなものをというところで計画されていますが、きちんと育たないと逆効果なので、客土を入れているようなところであまり肥沃度が高くなかった、例えば、先ほどのデータで言えば窒素が少ないとか、そういうようなところで中途半端に、例えば、赤ソバなんか植えたら全然育ちません。そういうものを育ててしまうと、来た人からすると、それは、「よく育ってないじゃん」ということで、逆効果になってしまうので、そこら辺は十分に配慮して土作りをした上で行うようにしていただかないとよろしくないかなと思っております。

あと、個人的には、花とか、そういう見栄えがいいものも確かにいいのかもしれないですけど、先ほど指摘があったように、例えば、夏、開花前のヒマワリが雄大に、それがざっと一面に広がったら、それはそれで素晴らしい光景だと思っていますので、あまり花とか、そういうものにこだわらなくても、問題ないのではないかというふうには思っています。意見です。

環境省・吉田 ありがとうございます。緑肥作物については、本日頂いた意見を踏まえて、また何を植えるかは、再度、検討したいと思います。ありがとうございます。

原安協 他はいかがですか。はい、地元委員。

地元委員 先生方、今まで、ほんとに検討委員会、今までに結果が出てきたけども、これからって、こういう老いた人が話してもらうと、ああ、長泥が復興して良いというのを、1つは、でも、汚染土は、東京とか、いろいろな話が出て、すごい環境省や国を入れてもらって、話してもらったのかなど。いいか、悪いかじゃなくて、もっと現場でのこと、汚染土のこと、環境のこと、いろいろ、東京方面に、関東方面にはいつも言っているがもっと考えてもらいたいと。90%以上は電気を送ってきたわけだから、それは何となく福島県が悪いふうに取りられるようになる。それを、汚染土を持っていく、人のいるところに放射能を持っていく。それはいいか、悪いかって言ったら、私も悪いと思う。単純に少ないものを持っていくっていうのは、理屈は通るか通らないか分かんないけれども、そういう考え方になっちゃうところがいけない。放射能持ってくるなって、俺はそういうふうに関心しているんで、勇気をもって環境省が話してくれたっていうのが、意見はばらばらなところがあり、すごく成果が出てくると思う。

あとは、長泥というのは集会所もきれいになったので、見に来た時、ああ、長泥はこんなに

頑張ってきていいに見せると。花の里って長泥は謳っているんで、成果とか、実績とかはこれからなので、長泥に来てもらう、また来てもらうために頑張っている。去年もボランティアで100人くらい来ていただいた。それから3年計画ぐらいでやるっていうので、そうやってみんなで長泥を解除に向けて、解除になってからも、俺としてはこれから出発なので、この検討委員会、また環境省はじめ、みんなに頑張ってやってもらう。今年もこれからも、こういう会議を持ちながらやっていきたいなと思っています。よろしく。

原安協 ありがとうございます。

環境省・吉田 ありがとうございます。また、ご指摘いただいた関東の方とか、広報にも力を入れていきたいと思います。また、解除の話も踏まえた上で、こちらの事業をしっかりと行っていきたいと思います。ご意見として承りますので、ありがとうございます。

原安協 はい。新井田参事官、お願いします。

環境省・新井田 環境省に対して、励ましのお言葉を頂きまして、ほんとにありがとうございます。

それと、緑肥のお話がたびたび出ておりますけども、経過としては、先ほど地元委員がおっしゃったような経過もあり、一方で、土作りというお話もありということで、今、どういうふうにしようかなということで、飯舘村さんともご相談しながら、検討しているところであります。

2つあるかなと思ってまして、1つは、2、3工区のところの広いところですね。そこについては、今、山砂で、いったん覆土を止めてまして、その後、将来、別な農地の表土が調達できれば、それで最終の仕上げをしようということで、数年、暫定的な形で残るかなというふうに思っています。その間、その土地、区域の管理をしていかなきゃいけないので、何かしらの方法で植物を育てるなど、やっていけたらということで、今、緑肥を景観的にきれいにできるようにということに少し軸足を置いて作物選定をしております。

一方で、山砂を改善して使えるような土にしていく、その部分も当然必要なんで、その部分については、試験田というのですかね、2工区のところで、引き続き、5年度もやっていくことにしておりますけども、その部分で、緑肥のすき込みなんかも含めて、引き続き、継続して山砂をいい耕作土にしていけるような、そういう土作りの試みをやっていこうというふうに考えております。そこについては、また、どの程度土壌が改良されていくのか、そのところもしっかりデータを取りながらやっていきたいというふうに思っています。

ということで、2、3工区の広いところについては、土作りというよりは、解除に向けた長泥地区全体のイメージづくりということも含めて、検討していきたいなというふうに思っているところでございます。以上です。

原安協 ありがとうございます。今の2、3工区のことについて、何かご意見、ご質問はございますか。はい。地元委員。

地元委員 今度、避難指示解除になって、多くの人が見に来ると思います。そういうことを考えると、今の時期が長泥地区の再生に向けて大きなチャンスになることは、これ、皆さん思っていると思いますが、大きな鍵を握るのは、ここで住民の皆さんがどういうふうにして関われるの

か、この方法をちょっと見つける努力をするべきじゃないのかなと感じます。いずれにしても、先ほど広報の景観を、やっぱりここで住民がどういう形で関わっていくのかという姿を出せるかどうか、これが大きな鍵に。避難指示という、今、時期がある。今後は暗渠がまだ残っていますけども、土地が一通り造成も区切りを迎える。ここで住民がどういうふうに参加できるか、これをやっぱり本気になって模索すべきなのではないのかなと思います。

集会所も今、整備されておりますし、ただ、長い間、避難生活を送ってきた地元の方々にしてみますと、そんなに一気に「住民の出番です」、「はい。そうですか」って言うわけにもいかないとは思いますが、その辺をこの会議とはまた別にして、少し進めていく努力をお願いしたいなというふうに思います。

それと、皆さんの意識がいろんな形で統一はできないかもしれませんが、関わってもいいという方も中にはいらっしゃるのだろうなというふうに思いますので、その辺をうまく道を付けていく。これが、私は今年の大きな鍵なのかなというふうに思いますけれども、その辺の段取りをしっかり付けていただくというふうをお願いしたいと思います。

環境省・吉田 ありがとうございます。現状、地元の方との関わりというところだと、ビニールハウスのところの栽培支援員ということで、十数名の方にお手伝いいただいております。プラス、広報のところ、対話というところがありました。ぜひご協力いただける方には、そういうふうにご協力いただくとありがたいということもありますので、また、まず地元の方々と相談したいと思いますが、一方、負担という話もありますので、そういうところは、よくバランスを相談させていただければと思っております。ありがとうございます。

田中 今、地元委員からのご指摘とか、新井田さんの話を聞いていると、これからの第2、第3、第4工区はもうほぼ終わりに近いが、その終わり方ですね。環境省がずっと関わってくれるなら、それは非常にウエルカムかもしれないけども、どこかの時点で、住民のほうにお返ししていかなきゃいけないわけで、そこをどういうふうな手順でやっていくかということが、今、地元委員がおっしゃったことと通ずるところがあると思います。そこを環境省が永遠にあそこをやるってことはあり得ないと私は理解しているのですが、やるつもりがあるなら、それはそれでもいいのですけれども、多分、ないでしょう。そういうことを踏まえて、少しその点の話し合いとか、お考えを、今急にと言われても分かんないでしょうから、よく検討していくことが大事だと思います。それと同時に、広報はかなり続くと私は思いますので、ここはそのつもりで環境省がずっとコミットしていただきたいなというふうに思います。

原安協 ありがとうございます。

環境省・吉田 ありがとうございます。先ほども話もありました今後のところということで、まだ課題として、今後どうするのか、担い手、引き続き環境省の関わり方ですね。今後、検討することに考えておりますので、そういうところをやはり本日頂いた意見を踏まえて、また検討を進めていってこの場で話ができるように、今後、継続できればと考えております。ありがとうございます。

環境省・新井田 はい。環境再生事業の終わり方というか、今後の在り方みたいのところについて、

田中委員ご指摘のように、そこの部分、考えなきゃいけないということで、今日のご報告できていませんけども、飯舘村さんとか、長泥行政区の方々と今、調整を進めているところです。

その中で、考え方としては、今行っている工事が一定の時間がたてば完成するということだと思うのですが、一方で、現在、再生資材として下に埋まっている放射性物質を含んだ土壌については、特措法に基づいて環境省として一定期間、まだ正確には決まっておられませんけども、きちっと管理をしていかなければならないということは法律にも規定されていると認識しています。そこの部分を土地所有者の方との兼ね合いで、どういう形で環境省が関わっていくのか、整理を進めているところです。また、このような場でもご報告できる時が来るのではないかと考えています。

原安協 はい、地元委員。

地元委員 はい。今日、現地を視察させていただきました。工事については、かなり良くできているなというふうに見てまいりました。

2工区、3工区、4工区、中でも4工区が素晴らしいなというように感じてまいりました。自然の黒土を使った客土については、かなり有効というふうに感じております。というのは、2工区、3工区については、長泥地区のメイン地区なのですね。そこをどういうふうに山砂を改良したのか、解除に向けて、これから大変だなというふうに感じてまいりました。でも、これから皆さんも来て、ほんとに、「ああ、解除になって良かったな」と見学者が思われるような、メインの場所について、いろいろと景観作物でもいいですから、その流れの中で、きちんとした形の中でできるようにお願いしたいなというふうに思いました。

というのは、先ほど出てきました稲作の収量について、どうしても砂土のせいかかなり減少しているように感じました。その辺を踏まえて、2工区、3工区がメインですので、その辺、よく力を入れてお願いしたいなというふうに思います。

あともう一つですが、私なりに感じてまいりましたのは、比叡川の擁壁、かなりの長さですよ。建端もかなり高い部分あります。擁壁となると、かなりの値段の中で修理をしなくちゃならない。眺めてみますとね、これは大変だなというように感じてまいりました。その辺が、これから住む長泥地区の皆さんの、これから何世代になるのか分かりません。耐久年度は分かりませんが、莫大な距離となっているので、その辺、ものすごく感じてまいりました。

これから村も当然、関わっていかなくちゃならない部分だというふうに思います。今日、現地を見て、素晴らしいなというように感じてまいりましたけども、ただ、2工区、3工区、これについての土壌改良、きちっとした形で進めていただきたいなというふうに感じてまいりました。以上です。

原安協 ありがとうございます。

地元委員 いろんな方々のご協力を頂きまして、再生事業も大体形が見え、2工区、3工区、4工区については、現状まで来たという状態の中で、ゴールデンウィーク頃に解除になるということは、われわれ長泥の住民にとっても、ほんとに震災後、大きな転換期を迎えると、良いほうに捉えて、復興した後にもまた頑張っていかなくてはという思いもある中で、この再生事業、完

全に表土まで入れ終わって、試験栽培なり何なりができるというような状況は望ましいかとは思いますが、いろいろ表土の問題とかがあり、部分的にずれてしまうというふうな状況になったということは、理解はしております。

そんな中で、先ほど、皆さんからもありました再生利用土ですか、いろんな批判等がいろいろあるということで話もありましたが、これはほんとに国の事業なので、30年以内に県外に処分するという都合で合意していると考えれば、極端なことを言えば、県外2カ所とか、3カ所とかじゃなくて、各都道府県に1カ所にするというふうな法律でも何でもそういうふうにしてやって、ほんとに遠く離れば離れるほど認識が薄らいでいって、興味のない人が増えているのは実情だと思うので、各都道府県に1カ所、必ずそういう場所を設けるんだくらいの気持ちで国のほうもやってもらえば、皆さんに興味を持っていただけるのかなというふうな思いがありますが、その辺は別としましても、せっかくここまで進んできた事業なので、最後まできちっと仕上げさせていただいて、やってもらって良かったなど、あの時、受け入れて良かったなどという形に何とかつなぎたいという思いもある中で、一方で、完成すれば、当然、地元のわれわれがいろいろするようになりますが、その辺は実情を言いますと、おのおのが避難先から時々地元に戻ってくると、そういうふうな状況の中で、12年も過ぎたということもあって、なかなか本音で語り合える場が少なかったなど。ここ2～3年はコロナの関係もあって、なかなか集会も持てないという状況の中だったのですが、私としても解除になった後は、コミュニティーセンター(集会所)を利用させていただきながら、ほとんどが住宅を解体しているものですから、いろんなところから長泥にちよくちよく帰って、いろいろやって、コミュニティーセンターなんかを大いに活用しながら、ここにいるメンバーもだんだん年を取ってくる中で、何とか皆さん方にもいろいろ全国からもボランティア等で協力いただいているので、地元も何とか頑張っただけ皆さんの期待に応えられるようにしなくちゃなというようなことで、今、自分なりに個人的にちょっと感じているところではあります。

まだまだ先は長いと思いますが、皆さんの協力を頂いて、ぜひとも、全体が完成した時に、「ああ、良かった」というようにみんなで思えるようにやっていきたいなと思っておりまして、今後ともよろしくお願ひしたいなと思ってます。以上です。

原安協 ありがとうございます。地元委員、ご発言をお願いしてもいいですか。

地元委員 長泥の皆さんのご苦勞をお伺いして、選択するのは大変なのかなと思いますし、この終わり方は、ほんとに大切だなと思います。要するに、今、長泥地区の皆さまは、地区の皆さんはほぼご理解されている。この事業が進んでいるということは分かっているのだから、話を進め、終わり方もかなり理解されておられるのだと思います。

蕨平のほうは、減容化施設の終わりの時に、一部の住民しか分からないような状況で終わってしまいました。なので、その後のフォローが何もなくて、正直言うと、まだ誰も戻ってないような地域になってしまったのです。ですので、ほんとに事業の終わり方、終わったら後どうする、会議、打ち合わせはやらないと、申し訳ないですけど、蕨平のようになるのだらうなど。なので、その辺、長泥の皆さんはご理解されているので、大丈夫かと思っております。

あと、広報については、小島よしおさんが出ている YouTube を見ましたが、見ている件数がやたら少ないので、せっかく芸能人さんを使っているのだから「これを作って、こういうを出しています」ということ自体、私もこの間初めて知ったので、一応、3本から4本は全てを見させてはいただいたのですが、おいでになる皆さん自体、ご覧になったかどうか私も分かりませんが、せっかくやっているのだったら、「こういうふうに出しています」と言ったほうがいいのかないかなというのがあります。

あと、もう一つ、最後に質問っていうか、資料の1の一番最後、9ページに、令和5年度において、県道62号、長泥地区を通行する工事車両がありますが、このルートはどうなるのか。どちらのほうから入ってきて、どちらに抜けるとか、それが分かれば教えていただけると。長泥だけ走るっていうわけにはいかないでしょう。比曾を走ったり、蕨平を走ったり、飯樋を走ったり。

環境用・赤石沢 令和5年度の輸送はありますけど、これまで実施した西ゲートの比曾川側から入って蕨平へ抜けると、そういう従前の輸送のルートで行きたいと思っています。中間貯蔵も同様のルートです。

### (3) その他

原安協 はい、地元委員。

地元委員 短く申し上げます。私は、道の駅の生産者会のまとめ役をしています。各20行政区の出荷者、約100人です。当然、長泥は0人です。来年の今ごろは、20人、30人を予定しておりますからご協力くださいというふうに言うと、私は、再生とか、復興とか、地域住民サイドでいうと、申し訳ないけども、農協に行かなくてお金になった。直売所にいくらで売ったという実績がない限りは、方向が、「あんたら、どこ見てんの」と、「補助金だけを当てにしてるんじゃない？」と、地域の集まりで草刈りやればお金も頂ける。草刈りやっただけでは駄目なのです。営農を再開した人間がもらうのです。必要十分条件のはずなのに、いつの間にか草刈りやればいい。そういう人間がゴロゴロ増えちゃった。「これでいいんですか」と言うと、それを精神的な汚染だとか何だかっていうのですが、私はもう必ずや、復興というのは、産業とセットで進んでいく。

例えば、環境省さんの審議官の方がおっしゃっておられたけども、私は、両隣に農水省の審議官、あるいは建設関係の、そういう方々との連携をぜひ取っていただいて、私なりの発想で言うならば、長泥地区の再生のために水田で食べる米を作るのではなく、種になるあぶくまもちを作ってほしい。そういうふうな知恵がやっぱりないと、発展しないかと思う。

そして、花を作って、直売所にどんどん売っていくことをぜひともお願いいたします。

私は午前中、仕事しないで何をしていたかという、行者ニンニクの食べ物を作って、道の駅に出しました。50グラム・250円を出したら、ほとんど売れている。除染の威力はこんなにあるということで、自信を持って担当の人に申し上げたことが何年間はやったのですが、除染をすれば問題なく食べることもできますし、長泥地区でも食べ物はどうか分かりませんが、

調査することによっていくらでも可能な道は開けていく。売ればお金が回る。お金が回れば回転していく。自信が付きます。認められます。そうするような社会づくりをやっていかなくてはならない。

そして、私は、頭をよぎるのは、「19 行政区の中で、お前のところは一番遅れているんじゃないの？」と言われるようなことだけにはしたくないので、「もうこれで引き渡しましたよ」。ところが誰がやるの彼がやるのというふうなことではなく、やはり雑草がボーボー生えたという最悪の状態を私は見たくない。見ないためにはどうすればいいのかをやはり考えなくてはならない。そういう時期に差し掛かっているんじゃないかなと思います。

環境省は、ルールに基づいて引き渡しをなさればいいわけですから、その次、何がどう起こるかというのを多少連絡はしたにしても、自らやることとそうでないことが、やはり 100%みんなやってもらえるかのような錯覚に陥っている人がゴロゴロいる。税金を無駄遣いしたくありませんので、私は必ずやうまく成功して、20 行政区がきれいな地域になって、多くの人たちから、ちょうど広島町の町が素晴らしい町に今なっているのと同じように、やっぱりそういうふうなことを発信できればうれしいのかと思っております。以上です。

原安協 ありがとうございます。

環境省・吉田 はい。ありがとうございます。行政サイドの方々との連携というのは、非常に重要なご指摘だと理解しています。参考資料 2 のところで、関連する検討会をまとめさせていただいた趣旨もそのあたりになりまして、やはり運営協議会のみで解決できない問題が多々あるかと思っております。関係者の方と交流しつつ、検討の場を設けるということも、他の会議体等で伺っておりますので、本日のこの場では、貴重なご意見ということで承りますけれども、非常に重要な観点というふうに考えて、連携はしておりますので、コメントさせていただきます。ありがとうございます。

原安協 はい、飯舘村役場、お願いします。

飯舘村役場 先ほどからちょっと引き渡しのタイミングでお話があがっていますが、これも先ほど話があったように、いろんな検討会をやっております。農地のプロジェクトチームというところで、農水関係が入っていただいた中での協議をしております。

再生事業は、世界で初めての事業でありますから、今後の権利関係、村、所有者、耕作者、あと国という役割ってものを今、整理をしているところですが、なかなか答えとして今出てない状況であります。

あとは、全体的な工程が分かりづらいかと思うのですが、現在、2 工区、3 工区、4 工区という形で進んでいる中で、2 工区、3 工区については、今の 30cm の表土待ちという形で、時期的には遅れてしまう。ただ、4 工区に関しては、ある程度表土が確保できて、農地としては使えるタイミングが早いという時期になっています。そういう中で、今後、土地改良事業の中で換地処分をして引き渡すということにはなりますが、なかなか 2 工区、3 工区との絡みもあるので、すぐに引き渡しにはならない形になるかと思っております。

そういう部分は、仮の引き渡しの形で農地を荒らしておくのではなくて、使用していく方

向で、今、私も考えているところであります。

あと、広報関係についても、今度解除になれば長泥に視察に来るというお話がありましたが、先ほど、資料1の最後ですかね。輸送量ということで、1日最大25台、最終的に最大100台というところで、あれだけ県道が狭いところをこれだけの大型車が通行する、そして、解除になって一般車両と一緒に走ってくるというふうな状況になりますと、われわれとしてもかなり心配な部分があります。拠点の整備推進会議の中でも申し上げておりますけれども、やはりこういう県道62号線の開業という部分を考えていただきたいので、県のほうにも要望しているところであります。ただ、直ぐにはいかないというところもありますので、これだけ環境省の事業の中で大型車が通るというふうになれば、仮設的な道路をある程度幅員を確保してもらい、安全を確保する。その後の運用については、県なり、村と協議をしながらやっていくという方向で、安全対策を一時的な誘導員対処ということではなく、安全に実行できるようお願いしたいなと思っております。

あと、今の長泥以外の村内19行政区に関しても解除後6年です。6年で、今、営農再開という、やはり中々進んでないというような状況であります。長泥に関しても、解除になってから実際にまた道の駅に出荷するかというふうなことはすぐにはできない状況であります。この辺について、飯舘村役場から、今後どういう流れで作物の出荷制限っていうのがあるのかを皆さんに共通理解をしていただきたいなと思っております。そういう形で、長泥に関しては、再生事業もありますけれども、再生事業以外の除染した農地もございまして、そういうところと関連しながら、やっていきたいなと思っております。以上になります。

原安協 はい。ありがとうございます。飯舘村役場、今、ご説明されますか。お願いします。

飯舘村役場 長泥地区全体で今後の作物の関係のスケジュールということで、直接、環境再生事業の場所ではないのですけれども、まずはお話をさせていただきますと、長泥地区には、ご承知のように、特定復興再生拠点区域というところがありまして、これがこの春、連休頃解除の見込みになっておりますが、そこには、他の19行政区と同様に、環境省による除染が行われた農地があります。まずはそこがそうした作物を栽培できる場所ということになってまいります。ただ、ここに関しましては、作付制限といいますか、摂取制限といいますか、そうした制限がかかっておりますので、これをまず解除しなければならないと。このために、野菜であれば、通常2年間、米であれば、通常1年間、そうした試験栽培を行わなければなりません。これはきちっと国、県に村が管理計画を提出いたしまして、その管理に基づいて定められたルールに則って、放射線濃度を測るなどして安全性をしっかりと確認した上で、これもまた国の許可を頂いて、初めて市場への販売、道の駅のような直売所、さらには、個人間での取引ですかね、そうしたものを含めて、販売というふうに言っておりますから、以上を踏まえますと、少なくともこの1年や2年はかかるというのが通常のルールであります。

ですから、そういうことを踏まえて、実際、今、長泥の将来構想検討委員会というものを別に設けておりまして、信濃先生、万福先生そして東京大学の先生に入ってくださいながら、また、区長さん以下、地域の役員の方に入ってくださいながら検討しまして、この春、解除にな

りましたらば、まずはそうした試験栽培に取り組むこととしています。これがその除染後農地の道筋というふうになります。

一方、この環境再生事業の場所につきましては、今ほどありますように、しばらくは環境省さんの管理下に置かれるということになりますので、そこで今後、その作物を作っていくためにはどうしたらいいかというところが今日の議論を踏まえての今後のさらに取り組みになっていくだろうというふうに思います。

一つ付け加えますと、今、この環境省さんでやっていた資料2にある試験ですけれども、これは、例えば、3ページのところの大きな2番のところにありますように、透水試験、やはり収量は、記載されておりますので、作物が育つのかどうかという、そこがすごくクローズアップされておりますけれども、まず通常の基盤整備と違うところは、除染により耕作土が剥ぎ取りをされておりますし、新しく客土するのが、もともとの耕作土じゃないものに乗せていくところで、非常に耕作盤が固くて透水性の問題があるということが前から言われていて、その改善のための、まずは取組をしていくという報告であります。

今後であります、最初の地元委員の話にありましたように、やはりそれが村の中の耕作者の視点で行けば、きちんとその作物が実る肥沃な土地にしていくためにはどうしたらいいのかというところが出てまいります、そこは、先ほど地元委員からもありましたように、農水サイドとの連携というものを今始めているところでありますので、そこを踏まえて、さらに手法等の助言・指導を頂きながら検討していくという流れです。その後で、環境再生事業の場所が使えるようになれば、そこでまた営農という形になっていくのは、そのスケジュールじゃないのかなと担当課としては捉えているということでもあります。ちょっと長くなりました。以上です。

原安協 ありがとうございます。他にご意見、コメント、よろしいでしょうか。大迫先生、何か、ご意見はございますか。

大迫 はい。特にございません。ありがとうございます。

原安協 ありがとうございます。それでは、少しお時間は早いですけれども、以上で議事は終了させていただきたいと思えます。本日の議事録が出来上がりましたら、また皆さまのところにご説明方々、伺わせていただきますので、その時に、「あの時はちょっと忘れていた、あの後、こんなことを考えたんだけど」というようなご意見があれば、またそこで聞かせていただいて、関係者と情報共有させていただきたいと思えます。

本日は、皆さまのご協力によりまして、スムーズに会議を進めることができました。これをもちまして、令和4年度最後の第14回飯舘村長泥地区環境再生事業運営協議会を閉会とさせていただきます。委員の皆さま方におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

以上